

添付資料



# 美浜発電所3号機の運転期間延長認可申請の 補正書の概要について

平成28年10月28日

関西電力株式会社



# 美浜発電所3号機の運転期間延長認可申請の補正書の概要

## <美浜発電所3号機の運転期間延長認可申請等の経緯>

- 平成27年 5月16日 特別点検を開始
- 平成27年11月26日 運転期間延長認可申請および原子炉施設保安規定変更認可申請※を実施
- 平成28年 3月10日 運転期間延長認可申請の補正書および原子炉施設保安規定変更認可申請の補正書を提出
- 平成28年 5月31日 運転期間延長認可申請の補正書および原子炉施設保安規定変更認可申請の補正書を再提出
- 平成28年 8月26日 運転期間延長認可申請の補正書および原子炉施設保安規定変更認可申請の補正書を再提出
- 平成28年10月28日 運転期間延長認可申請の補正書および原子炉施設保安規定変更認可申請の補正書を再提出

※:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法)第43条の3の24に基づく手続きで、原子炉施設の運用に関する事項を規定した保安規定について、認可の申請をするもの。保安規定変更認可申請は、40年以降の運転を前提とした評価に基づき実施したものであり、新規制基準への適合性審査に係る原子炉施設保安規定変更認可申請は別途実施。

## 【運転期間延長認可申請の補正書の主な概要】

	補正した設備	対象数	主な内容
申請 (H27.11.26)	【運転期間を60年とする運転期間延長認可申請を実施】	約30設備	・ 特別点検の結果を含めた高経年化技術評価を行い、長期保守管理方針を策定し、60年までの運転期間を想定しても問題がないことを確認。
1回目 補正申請 (H28.3.10)	原子炉容器、蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、 1次冷却材管、加圧器 等 (約10設備)		・ 耐震安全性評価等を追加
2回目 補正申請 (H28.5.31)	余熱除去クーラ、1次系冷却水クーラ、 炉内構造物、制御棒クラスタ 等 (約20設備)		・ 耐震安全性評価等を追加
3回目 補正申請 (H28.8.26)	使用済燃料ピット(使用済燃料ピットラック含む)等		・ 工事計画認可申請の補正を踏まえ、取替え予定である使用済燃料ピットラック等について劣化状況の評価を実施 ・ 劣化状況評価書等の記載内容を適正化
今回の 補正申請 (H28.10.28)	【記載内容の適正化等を実施】 「劣化状況評価書」および「特別点検結果報告書」 を補正		・ 「劣化状況評価書」について、工事計画認可(平成28年10月26日)をいただいたことから、工事計画認可日を記載した他、記載内容の適正化等を実施。 ・ 「特別点検結果報告書」について、これまでの審査を踏まえた記載内容の適正化等を実施。

# 美浜発電所3号機の運転期間延長認可申請の補正書の概要

## 運転期間延長認可申請とは

原子力発電所の運転期間は、原子炉等規制法において、運転を開始した日から起算して40年とされているが、その満了に際し、延長しようとする期間などを記載した「運転期間延長認可申請書」に「劣化状況評価書」、「特別点検結果報告書」、「保守管理に関する方針書」を添付して原子力規制委員会に提出し、原子力規制委員会の認可を受けることで、1回に限り20年を上限として延長が可能とされている。

### 【主な補正内容】

○運転期間延長認可申請の添付書類である「劣化状況評価書」および「特別点検結果報告書」の補正を実施。

○「劣化状況評価書」は、平成28年10月26日の工事計画認可を受け、工事計画認可日の反映およびこれまでの審査の中でいただいたご指摘を踏まえ、記載内容の適正化等を実施。

○また、「特別点検結果報告書」について、これまでの審査を踏まえた記載内容の適正化等を実施。

### <「劣化状況評価書」への工事計画認可日の反映、記載内容の適正化等の例>

変更前（平成28年8月26日提出）	変更後（平成28年10月28日提出）
<p>&lt;工事計画認可日の反映&gt; 美浜発電所3号炉については、（中略）平成27年11月26日付け関原発第256号をもって工事計画認可申請書（略）を申請しており、<u>可能な限り早期に許可が得られるよう取り組んでいる。</u></p>	<p>美浜発電所3号炉については、（中略）平成27年11月26日付け関原発第256号をもって工事計画認可申請書（略）を申請し、<u>平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可を受けている。</u></p>
<p>&lt;耐津波安全性評価&gt; 3号機取水口前</p>	<p>3号炉取水口前</p>